

西尾市国際交流協会会則

めいしょう (名称)

だい1じょう かい にしおしこくさいこうりゅうきょうかいかいそく
第1条 この会は、西尾市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

じむしょ (事務所)

だい2じょう きょうかい じむしょ にしおしよりずみちょうしもだ22ばんち にしおしやくしょない お
第2条 協会は、事務所を西尾市寄住町下田22番地（西尾市役所内）に置く。

もくべき (目的)

だい3じょう きょうかい しみんしゅたい かつどう つう にしおしみん こくさいこうりゅうかつどうおよ こくさいりかいかつ
第3条 協会は、住民主体の活動を通じて、西尾市民の国際交流活動及び国際理解活
動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を背景とした人々がお互いの違い
を認め合い、ともに安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進し、
もって地域社会の発展と国際化に寄与することを目的とする。

じぎょう (事業)

だい4じょう きょうかい ぜんじょう もくべき たっせい つぎ じぎょう おこな
第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 姉妹都市及びその他諸外国の市民との交流に関する事業

(2) 国際交流及び国際理解に関する事業

(3) 多文化共生のまちづくりに関する事業

(4) 国際交流及び国際理解並びに多文化共生に関する情報の収集及び提供を行う事業

(5) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力

(6) その他協会の目的達成に必要な事業

かいいん (会員)

だい5じょう きょうかい かいいん だい3じょう かか もくべき さんどう こじん しょうがくせいいいじょうちゅうがくせいいか
第5条 協会の会員は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、小学生以上中学生以下
の個人（以下「ジュニア」という。）、法人及び団体とする。

やくいん (役員)

だい6じょう きょうかい つぎ やくいん お
第6条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

り　じ　　めい　いない
(3) 理事　　20名以内

かんじ　　めい
(4) 監事　　2名

やくいん　そうかい　せんにん
2 役員は総会において選任する。

り　じ　およ　かんじ　　そうご　か
3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

やくいん　しょくむ
(役員の職務)

だい7じょう　かみちよう　きょうかみ　だいひよう　かいむ　そうり
第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

ふくかいちょう　かみちよう　ほさ　　かみちよう　じこ　　また　かみちよう　か
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その
しょくむ　だいり
職務を代理する。

り　じ　　りじかい　こうせい　　かいむ　しつこう　けってい
3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

かんじ　　きょうかみ　かいけいおよ　　た　じ　む　　かんさ
4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

やくいん　にんき
(役員の任期)

だい8じょう　やくいん　にんき　　ねん　　さいにん　さまた
第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

ほけつ　　また　ぞういん　　しゅうにん　やくいん　にんき　　ぜんにんしやまた　げん
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現
にんしや　にんき　　ざんぞんきかん
任者の任期の残存期間とする。

やくいん　　ぜん　こう　きてい　　こうにんしや　せんにん　　ばあい　　かぎ　　にん
3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任
き　　まつじつご　　さいしょ　　つうじょうそうかい　しゅうけつ　　にんき　　しんちょう
期の末日後、最初の通常総会が終結するまで、その任期を伸長する。

こもん
(顧問)

だい9じょう　きょうかい　こもん　お
第9条 協会に顧問を置くことができる。

こもん　　かいちょう　いしょく　　りじかい　　しゅつせき　　いけん　　の
2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。

かいぎ
(会議)

だい10じょう　きょうかい　かいぎ　　そうかいおよ　りじかい　　そうかい　　つうじょうそうかい　およ　りんじそうかい
第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会と

する。

そうかい　　かいいん　　こうせい　　りじかい　　り　じ　　こうせい
2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

そうかい
(総会)

だい11じょう　そうかい　　つぎ　かくごう　かか　　じこう　しんぎ
第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

じぎょうけいかくおよ　よさん　かん
(1) 事業計画及び予算に関すること

じぎょうほうくくおよ けっさん かん

(2) 事業報告及び決算に関すること

かいそく へんこう かん

(3) 会則の変更に関すること

た きょうかみ うんえい かん じゅうよう じこう りじかい ひつよう みと かん

(4) その他協会の運営に関する重要な事項で、理事会が必要と認めたものに関する

ること。

りじかい
(理事会)

だい12じょう りじかい つぎ じこう けつぎ
第12条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

そうかい ふぎ じこう

(2) 総会に付議すべき事項

た そうかい ぎけつ よう かいむ しつこう かん

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

かいぎ かいさい
(会議の開催)

だい13じょう つうじょうそうかい まいとし かいがいさい
第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

りんじそうかい りじかい ひつよう みと かいさい
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

りじかい かいちょう ひつよう みと かいさい
3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

かいぎ しようしゅう
(会議の招集)

だい14じょう かいぎ かいちょう しようしゅう
第14条 会議は会長が召集する。

かいぎ ぎちょう
(会議の議長)

だい15じょう かいぎ ぎちょう かいちょう あ
第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

かいぎ ぎけつ
(会議の議決)

だい16じょう かいぎ ぎじ しゅつせきしや かはんすう けつ かひどうすう ぎちょう けつ
第16条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ぱあい ぎちょう かいいんおよ りじ ぎけつ くわ けんり ゆう
この場合において、議長は、会員及び理事として議決に加わる権利を有しない。

うんえいいいんかい
(運営委員会)

だい17じょう だい4じょう かか じぎょう すいこうじょうひつよう みと ばあい うんえいいいんかい せっち
第17条 第4条に掲げる事業の遂行上必要と認めた場合、運営委員会を設置するこ

とができる。

うんえいいいんかい いいん かいちょう かいいん なか せんにん りじかい けつてい
2 運営委員会の委員は、会長が会員の中から選任し、理事会で決定する。

うんえいいいんかい うんえい
3 運営委員会の運営については、別に定める。

けいひ
(経費)

だい18じょう きょうかい かつどう よう けいひ かいひ ほじょきん きふきん およ た しゅうにゅう
第18条 協会の活動に要する経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をも
あ
って充てる。

けいひ かんり
(経費の管理)

だい19じょう けいひ しきこうかんり かいちょう おこな
第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

かいひ
(会費)

だい20じょう かいイン かいひ ほうじんおよ だんたい ねんがく くち えん
第20条 会員は、会費として、法人及び団体にあっては年額(1口)10,000円を、
こじん ねんがく くち えん ねんがく くち えん
個人にあっては年額(1口)2,000円を、ジュニアにあっては年額(1口)1,000円
のうふ
を納付するものとする。

ぜんこう ねんがく けいさんきかん かいいけいねんど くぶん とうがいかいけいねんど ちゅうと
2 前項の年額の計算期間は、会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途
にゅうかい ばあい ぜんがく のうふ ねんどうちゅう
において入会した場合においても全額を納付するものとする。なお、年度途中にお
たいかい もの かいひ へんかん とうがいねんど かにゅう き
いて退会する者の会費は、返還しないものとする。ただし、当該年度に加入する期
かん げつ み ばあい ねんど かいひ めんじょ
間が3か月に満たない場合は、その年度の会費を免除する。

きょうかい かつどう さんか すべ きょうかい かにゅう だい1こう かいひ のうにゅう
3 協会の活動に参加するものは全て協会に加入し、第1項の会費を納入するものと
ほうじんおよ だんたい こうせいいん こじん きょうかい かにゅう
し、法人及び団体の構成員においても、個人として協会に加入するものとする。た
かれいんいがい さんか みと ぎょうじ かぎ
だし、会員以外の参加を認める行事については、この限りではない。

かいいけいねんど
(会計年度)

だい21じょう きょうかい かいいけいねんど まいとし がつ にち はじ よくねん がつ にち お
第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

じむきょく
(事務局)

だい22じょう きょうかい じむ しょり じむきょく お
第22条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

ぜんこう じむきょく じむきょくちゅうおよ しょよう しょくいん お かいちょう にんめん
2 前項の事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。

けつさいくぶん
(決裁区分)

だい23じょう かいちょう けんげん ぞく じむ ごうりてき のうりつてき しょり じむ けつ
第23条 会長の権限に属する事務を、合理的かつ能率的に処理するために事務の決

さいくぶん べつ さだ
裁区分を別に定める。

いにん
(委任)

だい24じょう かいそく さだ ひつよう じこう かいちょう べつ さだ
第24条 この会則に定めるものほか必要な事項は、会長が別に定める。

ふそく
附則

- かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
1 この会則は、平成6年2月22日から施行する。
- きょうかい せつりつとうしょ やくいん にんき だい8じょうだい1こう きてい へいせい ねん
2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成8年3
がつ にち
月31日までとする。
- きょうかい せつりつとうしょ かいけいねんど だい21じょう きてい せつりつ ひ へいせい
3 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から平成
ねん がつ にち
7年3月31日までとする。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成7年5月11日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成9年5月15日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成10年5月14日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成18年5月16日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成22年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成23年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成25年6月2日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成28年5月29日から施行する。